父母の離婚後の子の養育に関する外国法制等の概要

令和３年７月　法務省民事局

	日本	米国　※１	英国　※２	ドイツ	フランス	オーストラリア	韓国	タイ
裁判所が関与しない離婚制度の有無	認められている（協議離婚制度）	認められていない（ただし，争いのない離婚の場合，裁判所が書類確認のみで離婚を認める実務がとられている）	認められていない（ただし，争いのない離婚の場合,裁判所が書類確認のみで離婚を認める実務がとられている）	認められていない	子が聴聞を求めた場合を除き，認められる（弁護士・公証人の関与が必要）	認められていない（ただし，争いのない離婚の場合，裁判所の書類確認のみで離婚可能）	認められていない（韓国にも協議離婚制度はあるが，裁判所による離婚意思等の確認が必要）	認められている
離婚時の養育費・面会交流の取決め	取り決めなくとも離婚可	取り決めなくとも離婚可	取り決めなくとも離婚可	取り決めなくとも離婚可	取り決めなくとも離婚可	原則として取り決めなければ離婚できない	取り決めなければ離婚できない（例えば，協議離婚の際に裁判所により養育費負担調書を作成する制度あり）	養育費については取り決めなければ離婚できない。面会交流については取り決めなくとも離婚可。
	取決めが法的義務とされていない場合でも，当然に取り決めるべきものとの前提に立っていたり，離婚のために裁判手続を経る過程で，取決めがされていたりする例がある。							
離婚後の親権行使 ※３	父母のどちらか一方が親権を行使	父母が原則として共同で「監護権」（※４）を行使	父母それぞれが，原則として単独で「親責任」を行使可	重要事項に限って，父母が原則として共同で「親の配慮」を行使（日常生活事項は単独で行使）	父母が原則として共同で「親権」を行使。子の利益に必要な場合，一方の親が行使	父母それぞれが，原則として単独で「親責任」を行使可	父母の合意により，共同又は単独で「親権」を行使	父母が共同又は単独で「親権」を行使

〔暫定版〕いわゆる７か国調査報告書や他の公表資料等を参考に作成

※１　ニューヨーク州（２頁以降も同じ）　　※２　イングランド及びウェールズ（２頁以降も同じ）

※３　離婚後も父母双方が「親権」を行使することが認められている国でも，DV 等を理由に父母の一方しか行使が認められない場合もある。

※４　米国の「監護権」は，我が国の監護権とは異なり，我が国の親権に対応する概念（custody）である。

	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	韓国	タイ
離婚後に共同で親権を行使する父母間の意見対立時の調整方法の例 **※5**	・調整方法について事前の取決めがなく，緊急性がある事項について争いが生じた場合，裁判所に暫定的緊急命令を申し立てることができる ・緊急性がない場合，養育計画の変更（監護権行使の態様を含む）や監護権者変更の手続を行う	・親責任の行使をめぐって意見が対立する場合は，子に関する取決め決定の裁判手続で調整 ・①相手親の親責任行使を差し止める場合は，禁止措置決定を，②子の医療や宗教の方針，進学先の決定など特定の事項について意見の対立がある場合は，特定事項決定を裁判所に求めることができる	一方又は双方の親が裁判所に申立てをし，当該事項に関する決定権を一方の親に付与するよう求めることができる	父母の一方又は検察官が家事事件裁判官に申立てをすることができ，裁判官は，親権行使の態様について決定することができる（判断の考慮要素として，民法典に，例えば，両親の慣行，子の感情，義務の引受けや他方の権利を尊重することについての両親の適性，DV の有無等が挙げられている）	裁判所が，子の最善の利益に基づき，養育命令を発し，親責任等に関する一切の事項について取り決めることができる。子の最善の利益を考慮するに当たっては，①子を肉体的及び精神的害悪から保護する必要性及び②両親双方と有意義な関係を有することによる利益という二つの要素について優先的に考慮する	・父母や子，検察官の請求等により，子の養育に関する事項の変更など適当な処分をすることができる ・親権者・監護権者の変更，親権喪失，親権制限措置（親権者の同意に代わる裁判並びに親権停止及び親権制限）等の手続を行う	調停での解決を図り，合意が成立しない場合は，裁判所が，子の最善の利益の観点から判断する
離婚後に共同で親権を行使する場合の困難事項の例 **※5**	医療行為など緊急性を要する事項や，面会交流のスケジュール調整など日常生活に関する事項について，裁判官の判断に委ねられると適時適切な対応が困難となり，結果として子の利益が害される場合もあることが指摘されている	・子の通学先に関する事案 ・一般的に判断が困難で，決定までに時間がかかる事案として，医療記録や警察記録の入手が必要となる事案や国際的な要素を含む事案等	子の居所指定をめぐる事案	居所の形態や子を連れた転居，教育方針，宗教をめぐる事案	裁判所の決定が求められる事例の多くは，家庭内暴力や虐待が関係する。具体的には，子の転居や親権の行使態様，親と子が共に過ごす時間についての定めをめぐる事案	ビザやパスポートの発給，携帯電話の新規契約，銀行口座の開設・解約，転校・留学，住民登録上の住所地移転，手術などの医療行為に対する同意などをめぐる事案	父母の国籍が異なる事案

※5　日本では離婚後は父母のどちらか一方が親権を行使することになるため，本欄に日本は掲載していない。

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	韓国	タイ
公的機関による養育費に関する支援例	・離婚届用紙における取決めチェック欄活用 ・行政機関による情報提供や裁判所の手続案内 ・養育費相談支援センターや自治体による相談支援	・養育費局による支援（義務者の収入や所在調査，家庭裁判所への申立ての援助等） ・給与天引き制度	・公的機関による情報提供，給与天引き制度 ・公的機関による収監や運転免許の没収の申立て等	・立替払い制度 ・少年局による支援（当事者間の合意形成，裁判手続における子の代理，強制執行の援助等）	・公的取立て制度 ・家族給付支給機関による立替払い，取立ての援助，支払の仲介，合意に対する執行力の付与	・公的機関による徴収サービス ・給与天引き制度	・一時緊急支援制度 ・養育費履行管理院による支援（相談，訴訟支援等）	把握できず
公的機関による面会交流に関する支援例	・離婚届用紙における取決めチェック欄活用 ・行政機関による情報提供や裁判所の手続案内 ・自治体による相談支援等	州の面会交流促進の取組（カウンセリング，親教育，面会の実施等）に対する連邦政府の助成金	公的機関による支援（離別した親に対する情報提供プログラムの実施等）	少年局及び民間団体（公金補助あり）による支援（助言，取決めや実施の仲介，付添い等）	・裁判所は，面会交流センターにおける面会等を命じることが可能 ・行政機関による面会交流センターへの財政補助	政府の予算で運営されているファミリー・リレーション・センターによるサービス（カウンセリングや助言，監督付きの面会交流支援等）	・裁判所における示範的面会交流，集団相談の実施，面会交流センターの設置等 ・養育費履行管理院による支援（相談，教育等）	把握できず

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	韓国	タイ
離婚後の転居制限	特になし	監護親の転居に，面会交流権等を妨げられる非監護親の合意が得られない場合は裁判所の許可が必要	子を外国に連れて行く場合は，親責任保持者全員の同意か裁判所の許可が必要（１か月未満の旅行を除く）	共同親権で両親の合意がなければ，裁判所による転居決定権の付与や居所指定権の委譲等が必要	親権行使の態様を変更するような住所変更の場合，他方親に対する事前かつ適時の通知が必要（面会交流権を有する者に対する不通知は刑事罰の対象）	養育命令により均等な共同親責任が取り決められた場合，子が一方親と時間を共に過ごすことを著しく困難にするような転居は共同決定が必要	共同親権で両親の合意がなければ，裁判所による養育に関する処分や親権者変更等が必要	共同で行使する親権の範囲は，当事者間の合意又は裁判所の決定により定まるが，転居制限について，当事者の合意や裁判所の決定があれば，それに従う
子の養育に関する事項についての子の意思の考慮に関する制度・運用例	・家事事件手続における子の意思の把握及び考慮（また，子の監護に関する事件（養育費事件を除く）では，裁判所は１５歳以上の子の陳述を聴かなければならない） ・子の手続代理人制度	子の代理人制度（家庭裁判所の手続の対象となっている全ての未成年の子に，弁護士によって代理される権利が認められている）や手続参加	家事事件手続における子の意見聴取や司法参加が推奨されている。ただし，実務上，子の声を聞くことはあまり実践されていないとの指摘や，親の紛争に子を巻き込むことになるとの批判などがある	・子の監護養育又は財産管理に関する事件における子の意見聴取手続 ・裁判所は，家事事件手続において，子の利益に鑑みて必要があれば，子の手続補佐人を選任する義務あり	民法典において，「両親は，子に関する決定に，子の年齢及び成熟度に応じて，子を関与させる」との規定や，子に関する手続における子の聴聞される権利や弁護士により補佐される権利に関する規定が設けられている	子の手続上の代理人制度（子の意見を裁判所に伝えるなど，子の最善の利益のために行動）	家事事件手続における子の意見聴取制度（裁判所は，親権者の指定や養育に関する事項等について決定する場合，子が１３歳以上であるときは，その子の意見を聴かなければならない）	家事事件手続では子の福祉が重視されており，裁判所は，職権で子に意見を聞くことができる